



令和4年1月11日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード2388 東証JASDAQ市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2207)

J Trust Asia Pte.Ltd. に対する刑事告訴の再審理日程決定について

Group Lease PCL (以下、GL) は JTrust Asia Pte.Ltd. (以下、JTA) に対して刑事告訴を要請し、再審理期日が設定されましたことをタイ証券取引所にリリースいたしました。当該リリースの内容を日本語訳にてお知らせいたします。

(以下、GLのプレスリリース翻訳)

Group Lease Public Company Limited (以下、「当社」) は、2018年4月11日に、①J Trust Asia Pte. Ltd. (以下「JTA」)、②JTA 取締役 藤澤信義氏、③JTA 元取締役 浅野樹美氏、④JTA の会社更生に関する法的助言を行っている顧問弁護士、計4者に対して当社が告訴していた件について、その後の経過をお知らせいたします。

この4者が共同して提出していた当社に関する会社更生の申請のその実質は虚偽であり、当社が会社更生の要件に該当すると偽って主張するものでした。結果当社は風評被害を受け、投資家からの信用を失い、当社の株式価値にも悪影響を及ぼしました。それらを背景にこの刑事事件は中央破産裁判所に告訴されておりました。

2019年3月11日、同裁判所は、会社更生の最終判決まで本件を一時的に保留することを命じておりました。その後2021年12月22日、会社更生に関するJTAの上告は棄却され、タイ最高裁判所は当社を支持しました。

そのため当社は、2021年12月30日、中央破産裁判所に対し、JTA、藤澤信義氏、浅野樹美氏に対する刑事事件の再開を申し立てました。同裁判所は、2022年2月14日に審理を行うことを決定しました。1940年破産法第90/80条に基づき、この犯罪に対する処罰は最高30万バーツおよび最高3年の禁固刑となる可能性があります。タイでは、虚偽の会社更生の請求に関する刑事告訴を審理するのは、中央破産裁判所となります。また当社が会社更生の要件に該当しないと判断したのも同裁判所となります。

上記の通り、お知らせいたします。

以 上